

vol.45-8 (通算 509号)

2015年11月号

やどかり

2015年11月15日発行
(毎月1回15日発行)1987年12月19日第三種郵便物認可
発行人 公益社団法人やどかりの里
代表者 土橋 敏孝
〒337-0043
さいたま市見沼区中川 562

TEL 048-686-0494

FAX 048-686-9812

定価 50円(含会費)

目前に迫る障害年金制度の後退

障害年金制度の根本問題の解決を

2015年10月15日「精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域差に関する専門家検討会(第7回)」が開催された。この検討会は、2014年8月、障害年金の障害等級認定に約6倍の地域差があるという報道があった後に立ち上げられた。この検討会の中で、「国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドライン(案)」が検討され、2015年8月にパブリックコメント募集があった。

そもそも、障害年金制度には制度間で年金額や受給要件の格差があるなど、様々な問題が解決されないままになっている。今回はその中で地域格差に焦点が当てられ、見直しが図られようとしている。今回示されたガイドライン(案)では、医師による診断書にある、「日常生活能力の程度」と「日常生活能力の判定」の項目を数値化し、組み合わせ「障害等級の目安」とすることになった。その目安を用いて年金機構の事務員が等級を振り分け、認定医が「総合評価の際に考慮すべき要素」を踏まえて判定をするという仕組みだ。

等級判定のガイドラインに対するパブリックコメントは395通(内容により分類すると511件)、関心の高さ、危機感をもつ人が多かったことの表れであろう。

やどかりの里は、「検討会が当事者不在で医師を中心としたメンバー構成であることの問題」「等級の目安を導入し、機械的に等級を振り分けることの問題」「障害状態の基本の認識が現代の障害のある人の実情にそぐわないこと」「医師のみに依拠しない等級認定の仕組みの必要性」「障害者権利条約に照らしあわせ抜本的に見直す必要性」などの意見を提出した。

パブリックコメントを受け、国はガイドライン

への反映案を示した。しかしそれは、一部修正や文言の表現の見直しはあったものの、「等級の目安」による等級仕分けの仕組みの導入や、障害基礎年金2級受給者の多くが不支給になる可能性が大きいと危惧されている等級の目安が、修正されないまま、現行案のとおりに進めると示された。

やどかりの里のメンバーでは、356人の登録者の内、約3分の1の人が現在も無年金で暮らしている。生活保護の受給や親の年金などに頼らざるを得ず、肩身の狭さを感じて暮らす人も多い。障害年金を受給している人は、障害を抱えながらもどうにか暮らしを成り立たせている人もいれば、いつ年金が不支給になるのかと不安を抱え、将来が描けない人もいる。障害者権利条約の他の者との平等を実現するには、まだまだ隔たりが大きい。

国が社会保障費の削減を進める中で、今回の障害年金の等級認定の地域差問題を皮切りに、障害年金の支給抑制の仕組みづくりが進められることが危惧される。住む地域によって、障害年金が受けられる人と受けられない人が出るのはおかしい。しかし、障害年金制度の根本問題の解決を見ぬままに検討が進められており、より低い水準に認定基準を合わせる方向で進められることに強い危機感をもつ。今、障害のある人の所得保障のあり様が問われている。

このガイドラインは、2016年1月から施行される予定で、専門家検討会での検討もまだ継続するようである。12月15日には衆議院議員会館で、この問題に関する学習会が開催予定だ。障害のある人の所得保障のこれ以上の後退を押し留めるための取り組みを、学習を重ね、共に考え合う仲間を増やししながら、粘り強く進めていきたい。